平成２２年（フ）第４９５０号
大阪市生野区巽中４丁目18番27号
債務者　島田麻希栄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番10号キヨタキ305号
債務者　与那城生二（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２０号
大阪市北区曾根崎１丁目７番２―601号
債務者　和田　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８５号
大阪市平野区長吉六反５丁目９番29号
債務者　三前　正義
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９５号
大阪市住吉区南住吉１丁目22番18号スプリング南住吉201号
債務者　阪口　光二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０８号
大阪市港区八幡屋３丁目６番24号
債務者　辻　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３６号
大阪府豊中市岡町南３丁目13番26―205号
債務者　杉原　圭子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１５４号
大阪市平野区平野西５丁目８番27号メゾンドシャンボール506号
債務者　髙山愼一こと　髙　　愼一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１５８号
大阪市平野区喜連東３丁目13番４号薮内マンション34号
債務者　野口　真代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２０号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―403号
債務者　進野　憲昭
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４１号
大阪市住吉区長居西１丁目12番34号樋上マンション303号
債務者　野中　一久（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４２号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ９―602号
債務者　西村　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６５号
大阪市住吉区山之内１丁目４番12号ファンシェイプ１号館２―Ｃ号
債務者　西谷恵伊子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６８号
大阪府交野市天野が原町２―41―５、住民票上の住所大阪府交野市天野が原町２丁目19番７号
債務者　上田　佳広
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８８号
大阪府高槻市東五百住町３丁目６番30号
債務者　吉川　栄蔵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２２号
大阪府豊中市岡町北１丁目４番11―301号
債務者　上月　広明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３３号
大阪市東淀川区西淡路２丁目６番10―406号
債務者　谷川　　一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５６号
大阪市淀川区塚本２丁目17番13号メゾン塚本503号
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部